

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収及び調査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市長は、地方税の賦課徴収及び調査における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和8年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収及び調査に関する事務
②事務の概要	鳴門市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①法令等の規定に基づき地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告や届出、企業、国税庁、日本年金機構等から必要な情報を入手し課税情報を管理する。 ②地方税の賦課徴収の決定（納税告知）のため、納税者の課税情報を管理する。 ③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者へ督促状等の送付並びに滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤その他、社会保障にかかる各種照会情報に基づき、納税者の宛名情報による特定や突合を行うため、宛名情報を管理する。
③システムの名称	1. 税務システム 2. 住民税課税支援システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. 宛名管理システム 8. 中間サーバー 9. 統合利用番号連携サーバー 10. 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民税課税情報ファイル
- (2)軽自動車税課税情報ファイル
- (3)固定資産税課税情報ファイル
- (4)収納情報ファイル
- (5)滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <div><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div>
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠(1)番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55-2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、172-2、172-3、173の項 (2)番号法第19条第9号(条例関係事務) 2 情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市総務部総務財政課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市総務部税務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1129
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
<div>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
8. 人手を介在させる作業		
<div>[] 人手を介在させる作業はない</div>		
<div>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
<div>判断の根拠</div>	<div>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録時には複数人で確認を行うようにしている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、マイナンバー入りの書類を郵送する際は、宛先等間違いがないかダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</div>	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	税関係システムへのアクセス可能な職員は、パスワード等による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適正な管理を行っている。またアクセスログを記録し、定期的な分析も行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 大林 清	企画総務部税務課長 三好 利典	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<div>1. 番号法（平成25年5月31日法律第27号）<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一16の項・番号法第9条第3項・番号法第19条第8号</div> <div>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<ul style="list-style-type: none">・別表第一省令第16条</div>	<div>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<ul style="list-style-type: none">・第9条第1項別表第一 16の項・第9条第3項・第19条第8号</div> <div>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<ul style="list-style-type: none">・第16条</div>	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	適用条項の整理
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市税務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1207	鳴門市企画総務部税務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1207	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項別表第一 16の項 ・第9条第3項 ・第19条第8号 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項別表第一 16の項 ・第9条第3項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条 	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	適用条項の整理
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 三好 利典	税務課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	適用条項の整理
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第9号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	適用条項の整理
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第9号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第9号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39の2, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の2の2, 第59条の3, 第59条の4 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	適用条項の整理
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市企画総務部税務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1207	鳴門市企画総務部税務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1129	事後	記載方法の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項別表第一 16の項 ・第9条第3項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条 	<p>番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (条例関係事務における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>1 情報提供の根拠(1)番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 (2)番号法第19条第9号(条例関係事務)</p> <p>2 情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第48の項</p>	事後	適用条項の整理
令和6年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連事項 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 税務システム 2. 住民税課税支援システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. 宛名管理システム 8. 中間サーバー 9. 統合利用番号連携サーバー	1. 税務システム 2. 住民税課税支援システム 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. 宛名管理システム 8. 中間サーバー 9. 統合利用番号連携サーバー 10. 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和7年12月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月1日	I 関連事項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	企画総務部税務課	総務部税務課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	I 関連事項 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市企画総務部総務課	鳴門市総務部総務財政課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	I 関連事項 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市企画総務部税務課	鳴門市総務部税務課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正